

利用料金等の考え方

(1) 基本的な考え方

- ・ 利用料金の設定に当たっては、いずれも事業者の提案とするが、本施設が公の施設であることを踏まえ、高額な料金とならないよう、配慮すること。

(2) 収入の帰属、料金決定の方法

下表のいずれも収入の帰属は事業者とする。

図表 1 区分ごとの利用料金の支払者と提案の範囲について

区分	要求水準上の位置づけ	利用料等の支払者	利用料金の提案について
①施設利用料収入 (個人利用、専用利用)	要求水準内の必須業務	利用者	市の上限額以下で事業者が提案
②自動販売機運営による収入	要求水準内の任意業務	利用者	事業者が提案
③スポーツ用品の販売・貸し出しによる収入	要求水準内の任意業務	利用者	事業者が提案
④自由提案事業による収入(広告宣伝事業以外)	要求水準外の事業	利用者	事業者が提案

(3) 施設利用料金の上限額等について

① 個人利用

下表に示す額を上限額として、上限額以下の利用料金を設定すること。また、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てること。なお、消費税率については、10%を前提とした税込金額を示しているため、消費税率引き上げ時点での別途協議は行わない。

図表 2 個人利用の料金上限額（税込）

	1 回	回数券 (11 回分)	1 か月券	障害者等	中学生以下・高齢者
アリーナ	70 円	—	—	無料	一般の半額程度
トレーニング室（シャワー有）	300 円	3,000 円	2,800 円	無料	一般の半額程度
トレーニング室（シャワー無し）	250 円	2,500 円	2,300 円	無料	一般の半額程度
冷暖房料金	事業者の提案による	—	—	— (減免対象外)	— (減免対象外)
照明設備、その他設備・備品	事業者の提案による	—	—	— (減免対象外)	— (減免対象外)

・上記施設の利用者は、追加料金なしでランニングコースを利用できるようにすること。ランニングコースのみの利用料金を設定する場合は、上限額を 70 円とする。

回数券（11 枚つづり）や 1 か月券のほかに、施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、別の割引料金を提案することができる。その場合、基本的な料金設定の考え方については上記表に基づいた提案とすること。

・ロッカーの利用は無料にすること。ただし、自主提案事業において、専用長期貸出ロッカーは、利用者が利用しやすい料金を提案することができる。

・キッズコーナーの利用は無料にすること。

・「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

・「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

② 専用利用

下表に示す額を上限額として、上限額以下の利用料金を設定すること。また、

10円未満の端数があるときはこれを切り捨てること。なお、消費税率については、10%を前提とした税込金額を示しているため、消費税率引き上げ時点での別途協議は行わない。

- ・利用時間帯ごとに料金区分を設定すること。
- ・閉館後から開業時間前の間の利用料金設定については、事業者の提案による。
- ・冷暖房、照明設備、その他設備・備品に係る利用料は、図表2のとおりとする。

下表以外の施設に専用利用料金を設定する場合は、近隣又は同規模の施設の状況を勘案したうえで事業者が提案すること

- ・鳥取市が主催、または経費の一部を負担して共催する場合は、全額を減免することとする。
- ・中学生以下及び高齢者が使用する場合は、設定料金の半額以下とする。
- ・下表ア)において連続して3時間以上利用する場合は、表に定める額の9割の額とする。
- ・日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）の場合の利用料金は、入場料金等を徴収する場合に限りこの表に定める額の2割増の額とする。

ア) 営利を目的とせず、入場料を徴収しない場合

図表 3 専用利用の料金上限額（税込）（非営利）

施設名	1時間あたり上限額
メインアリーナ全面	2,000円
メインアリーナ 1/2 面	1,000円
多目的室（照明料含む）	1,000円
会議室（60㎡程度）（照明料含む）	500円
トレーニング室（照明料含む）	1,000円

イ) 営利を目的としないが、入場料を徴収する場合

図表 3 専用利用の料金上限額（税込）の2倍を上限し、最高の入場料金等に100を乗じて得た額を加算する。

ウ) 営利を目的とし、入場料を徴収しない場合

図表 4 専用利用の料金上限額（税込）（営利）

施設名	1 時間あたり上限額
メインアリーナ全面	40,000 円
メインアリーナ 1/2 面	20,000 円
多目的室（照明料含む）	20,000 円
会議室（60 m ² 程度）（照明料含む）	10,000 円
トレーニング室（照明料含む）	20,000 円

エ）営利を目的とし、入場料を徴収する場合

図表 4 専用利用の料金上限額（税込）（営利）の 1.5 倍を上限し、最高の入場料金等に 150 を乗じて得た額を加算する。

(4) 駐車場、駐輪場利用料金の考え方

駐車場利用料金については事業者の提案による。料金を徴収する場合は、利用者については無料時間枠を設定するなどの配慮をすることとし、必要な設備投資については事業者の負担とする。また、観光バス等の夜間駐車等に利用することを想定した料金設定を併せて行うこと。

(5) スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室や講座等（自由提案事業を除く）の受講料は、個人施設利用料相当額に必要な経費（講師謝礼、消耗品費、保険料等）を加算したものとし、事業者の提案に委ねる。但し、本施設が公の施設であることを踏まえ、多くの利用者にとって利用しやすい教室等となるよう、高額な料金にならないよう、配慮すること。